

議案第10号

令和6年度伊賀市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度伊賀市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域内戸数		11,500戸
(2) 年間総排水量		3,816,000m ³
(3) 一日平均排水量		10,455m ³
(4) 主要な建設改良事業	管路整備費	247,925千円
	処理場整備費	290,958千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第1款	下水道事業収益	2,577,193千円
第1項	営業収益	802,264千円
第2項	営業外収益	1,774,929千円
		支 出
第1款	下水道事業費用	2,518,661千円
第1項	営業費用	2,289,476千円
第2項	営業外費用	207,675千円
第3項	特別損失	1,310千円
第9項	予備費	20,200千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額691,761千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	945,178千円
第1項 国庫補助金	215,356千円
第3項 負担金等	6,300千円
第4項 他会計補助金	415,061千円
第5項 企業債	233,500千円
第8項 基金取崩収入	74,961千円

支 出

第1款 資本的支出	1,636,939千円
第1項 建設改良費	577,635千円
第2項 企業債償還金	1,014,304千円
第9項 予備費	45,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
新都市浄化センター機械・電気設備実施業務（ストックマネジメント事業）委託経費	令和6年度から令和7年度まで	299,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 233,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び特定資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、債権者との協定によるものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
計	233,500			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 120,226千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,157,175千円である。

令和6年2月26日提出

伊賀市長 岡 本 栄